

新紙幣対応にも
使える！

経営デジタル化支援

エントリーシート入力期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

申請書類提出期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月13日（金）

※ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。

※予算満了後も取下げ等により、追加で募集する可能性がございます。

募集の際は「X」にてお知らせいたしますので、ぜひフォローをお願いいたします。

X



フォローしてね

対象者

- 台東区内に本店（法人）／事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業
- 事業終了後に中小企業診断士の面談を受けること

※原則として、申請・導入前にもご面談を実施いたします。

※農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種や、宗教法人、社団・財団法人（一般・公益）、NPO法人等は対象となりません。

事業概要

業務の効率化・生産性の向上を目的としてデジタル化に関する機器等を台東区内の事業所へ導入する場合、経費の一部を助成します。



【デジタル化とは？】

アナログ業務（紙での処理等）をデジタル機器を活用することで、業務効率化を図る事です。デジタル化を進めたい！！という事業者さんはお気軽にご相談ください。

助成限度額・助成率・経費区分・対象経費

限度額	助成率	区分	対象経費・備考
A と B 併せて 最大 25 万円 内 B 汎用機器の 限度額は 5 万円	A 助成対象 経費の 1/2 以内	ソフトウェア 導入費	生産性向上に資するソフトウェア （セキュリティソフトウェア含む）
		クラウド費用	クラウドサービスの利用費用 ※助成決定後～令和8年3月13日までに、支払い・使用分が対象 です。（令和8年4月以降分は対象外です。）
		専用のハード機器	・購入代金、賃借料 ・専用の機器における付属品含む （キャッシュレス端末、名刺スキャナーなど使用 用途が限られるもの）
	B 助成対象 経費の 1/5 以内	汎用機器  汎用機器のみの 申請は不可	・ソフトウェアまたはシステムの購入に伴い 最低限必要となるもの （パソコン・タブレット・スキャナー・プリンター 及び周辺機器等） ・購入代金、賃借料 ・汎用機における付属品含む

※台東区内の事業所に導入するものが対象

※助成決定前に導入・支払いを実施した場合は対象外です。

★対象例／対象とならない例は2ページ

以下の項目に基づき、対象経費の判断をいたします。

- ・ 申請事業の内容は自社にとって新たな取組か／今までと比較して十分な新規性があるか。
- ・ アナログ業務から脱却できているか。
- ・ 業務効率化、生産性の向上が見込まれるか。

○助成対象例

インボイス／電子帳簿法 に対応したい

- ・ PCの購入 及び
- ・ クラウドを導入

※PCのみの導入は不可
※標準装備されているソフトウェア
及びPCの組み合わせは不可

現金以外の支払い にも対応したい

- ・ タブレットの購入 及び
- ・ キャッシュレス決済
端末機導入

※タブレットのみの導入は不可

勤怠の打刻や計算を オンライン化したい

- ・ 打刻機器の購入 及び
- ・ クラウドを導入

予約や案内を 自動化したい

予約・案内システムの構
築導入

※単なるHPの改修は不可

在庫管理などの 負担を軽減したい

- ・ POSレジ
- ・ バーコードリーダー
の導入

新紙幣に 対応したい

新紙幣対応のために
券売機・レジを
導入／改修する

※すでに導入されているソフトウェア・
システムの改修は法改正時のみ可能

× 助成対象とならない経費例

- ・ すでに導入されている機器の増設、ソフトウェア、システムの改修（法改正は除く）
- ・ 端末機（PCなど）の買い替え
- ・ 「標準装備されているソフトウェア」と「PC」購入の組み合わせ
- ・ HP制作費用（HPへシステムを組み込む場合はシステム導入費用のみ申請可）
- ・ 個人売買において導入した機器等
- ・ 消費税、租税公課、リボ払いでのお支払い
- ・ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切とされる経費
- ・ 消耗品
- ・ 消費税
- ・ リボ払いにてお支払いしている場合

助成決定後～3／13に導入・支払いが完了し実績報告の提出ができる経費が対象



申

申請者が行うこと

台

台東区産業振興事業団が行うこと

エントリーシート 入力フォーム

※台東区産業振興事業団HP
【URL】

<https://taito-sangyo.jp/2024/04/01/digital-2024/>
からもアクセスできます。

申



2026年
2/27
締切

エントリーシートへの回答

約1週間

台



中小企業診断士面談の日程連絡
面談の日程をメールにてお伝えします

申



中小企業診断士面談

申

助成金交付申請

本誌4ページの「申請書類（★1）」
を郵送または持参にて提出

台



申請内容の審査

台



助成決定
(対象機器・助成額決定)

申

2026年
3/13
締切

申請事業実施・経費の支払

申

2026年
3/13
締切

実績報告の提出

「実績報告書類」
を郵送または持参にて提出

台



実績報告の審査

約1ヵ月

台



助成額確定・助成金交付

申

台



中小企業診断士面談

導入予定機器や、
想定される効果等を
ヒアリングします。



助成決定前に導入・
支払いを実施した場
合は対象外

導入後の効果等を
ヒアリングします。
※専門家より、直接日程
調整のご連絡をする場合
がございます。

	法 人	個 人 事 業 主
1	登記簿謄本の写し ・台東区に本店登記がされているもの ・発行後３か月以内のもの	開業届の写し ・台東区に本拠地があるもの
2	下記①または② ①直近の法人税の納税証明書（その１） *税務署で取得 ②直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得	下記①または② ①直近の所得税の納税証明書（その１） *税務署で取得 ②直近の個人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得
	※所得税の申告期が未到来で、上記納税証明書が発行できない場合はそのことが把握できる書類（法人設立（設置）届出書ないし個人事業の開業・廃業等届出書の写し）を提出する。	
3	【所定申請用紙】 ・ 申請書 ・ 事業計画書 ・ 申請前確認リスト ※ 事業団Webサイトよりダウンロードしてください	
4	見積書など資金計画の根拠となるもの ※ 経費の内訳が明確に分かるものをご提出ください	
5	対象経費の内容がわかるカタログ、ウェブサイトの写しなど ※ 内容が明確に分かるものをご提出ください。	

申請等・助成決定後の留意点

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 申請は、１企業、年１回までです。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団職員又は中小企業診断士が事業所へお伺いする場合がございます。（事前に日程調整させていただきます。）

お問合せ先

（公財）台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

受付時間： 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

URL：<https://taito-sangyo.jp/>

TEL：03-5829-4124

FAX：03-5829-4127

